

公益財団法人犯罪被害救援基金

犯罪被害者等に対する支援金支給規程

平成23年 6月21日 制定 規程第 6号
令和 2年 3月 2日 改正 規程第25号
令和 2年 6月17日 改正 規程第33号
令和 3年 5月24日 改正 規程第38号
令和 4年 2月28日 改正 規程第44号
令和 5年10月13日 改正 規程第51号
令和 6年 3月 4日 改正 規程第54号

(目的)

第1条 この規程は、犯罪被害者等基本法の趣旨を踏まえ、公益財団法人犯罪被害救援基金定款第4条第1項及び第46条第4項の規定に基づき、犯罪被害者等であって、現に著しく困窮している重度障害者等で社会連帯共助の精神に則り特別な救済を図る必要があると認められる者又は社会的養護を離れて自立する奨学生に対して、支援金を支給することについて必要な事項を定めることを目的とする。

(重度障害者等支援金の支給対象者)

第2条 この規程による支援金のうち、重度障害者等に対するもの（以下「重度障害者等支援金」という。）を受けることができる犯罪被害者等は、犯罪により重度の障害（犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律施行規則別表第1に定める身体上の障害第1級から第3級までをいう。）が残った者又は犯罪によって死亡した者の遺族（第2項に定める順序の最先順位者に限る。）であって、第3項に該当するものとし、犯罪が行われた時において、日本国籍を有せず、かつ、日本国内に住所を有しない者を除く。

2 前項の遺族は、犯罪によって死亡した者の収入によって生計を維持していたその者の配偶者、子、父母、孫、祖父母とし、その順位は、前段に掲げる順序とする。

3 重度障害者等支援金の支給対象となるのは、以下の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 国の給付金（犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律に基づく遺族給付金若しくは障害給付金又は国外犯罪被害弔慰金等の支給に関する法律に基づく国外犯罪被害弔慰金若しくは国外犯罪被害障害見舞金をいう。）の支給対象外であったが、現在（申請時をいう。）の被害であれば支給対象となるもの

(2) 国の給付金（前号の障害給付金に限る。）を受給しているが、現在の被害であれば概ねその2倍以上の額を受給できるもの

(3) 国の給付金（第1号の障害給付金に限る。）を受給しているが、現在の障害等級が給付金受領の際に認定された障害等級よりも上位となったもの（当該犯罪以外の影響で上位となったものであるときを除く。）

(4) 当該犯罪について、警察は故意犯として検察官に送致したが、検察官が過失犯として公訴を提起し、又は裁判所が過失犯として判決をしたことにより、国の給付金を受けることができなかったもの

(5) 前各号と同視することのできる特別な事情のあるもの

(重度障害者等支援金の支給要件)

第3条 重度障害者等支援金は、前条の支給対象者であつて、次の各号に掲げる要件を満たす者に対して支給することができる。

- (1) 加害者による実効的な賠償等が期待できないと認められ、かつ、前条第3項第1号の国の給付金その他の経済的負担の軽減を図るための公的な救済制度又は保険による補填がなされないなど、特別な救済の対象とすべき理由があること。
- (2) その置かれている状況その他の事情に照らして、現に著しく困窮していると認められること。
- (3) 重度障害者等支援金を支給することが社会通念上適切でないと認められる事情がないこと。

(支援金支給審査委員会の設置)

第4条 この法人に、定款第46条第1項に基づき、重度障害者等支援金の支給に関する事項について審査するため、支援金支給審査委員会（以下「審査委員会」という。）を置く。

- 2 審査委員会は、5人以上8人以下の委員をもって組織する。
- 3 委員は、学識経験のある者のうちから理事会の決議により選出し、理事長が委嘱する。ただし、第4条の3第1項(3)、(4)に規定する職指定の委員が人事異動となった場合、理事長は理事会の決議を経ることなくその後任者に委嘱し、委嘱後に開催される最初の理事会にこれを報告しなければならない。
- 4 委員のうちには、この法人の役員及び評議員が2人を超えて含まれることとなつてはならない。
- 5 委員のうち、委員のいずれか1人とその親族関係を有する者及びその他特殊の関係にある者の合計数は、委員現在数の3分の1を超えてはならない。

(審査委員会の任務)

第4条の2 審査委員会は、重度障害者等支援金の支給を受けようとする者（以下「重度障害者等支援金申請者」という。）が、この規程の第3条に定める重度障害者支援金の支給要件に該当するか否かを審査する。

- 2 審査委員会は、理事長から求められた場合には、第2条第3項第5号に該当するか否かを審査する。

(審査委員会の構成等)

第4条の3 審査委員会は、この規程の第4条第3項に基づき委嘱された次の委員をもって構成する。

- (1) 刑事学、犯罪被害者学等に精通した学識経験者
 - (2) 犯罪被害者支援に精通する学識経験者
 - (3) 警察庁長官官房犯罪被害者等施策推進課長の職にある者（事故ある場合には警察庁長官官房参事官（犯罪被害者等施策担当））
 - (4) この法人の専務理事又は常務理事の職にある者
- 2 委員の任期は、選任後5年以内に終了する事業年度のうち、最終の事業年度終了後3か月以内に開催される定時理事会の終結の時までとし、再任を妨げない。
 - 3 審査委員会の委員長は、委員の互選とする。

4 審査委員会の委員長は、審査委員会を代表して重度障害者等支援金の支給に関する事項の審査結果を理事長に報告する。

(審査委員会の運用)

第4条の4 審査委員会は、必要の都度、理事長が招集する。

2 審査委員会の議長は、委員長とする。ただし、委員長は、必要があれば他の委員を議長に指名することができる。

3 審査委員会は、委員現在数の過半数の者が出席しなければ、会議を開き、決議することができない。

4 審査委員会の議事は、出席委員の過半数の決議をもって決する。

5 理事長は、必要があると認めるときは、審査委員会の招集を行わず、書面その他の方法により委員に賛否を求め、その回答が過半数を超えるものをもって前項の審査委員会の決議に代えることができる。

(支給の申請)

第5条 重度障害者等支援金の支給を受けようとする者（以下「重度障害者等支援金申請者」という。）は、理事長が別に定める「重度障害者等支援金支給申請書」に、必要な書類を添えて、この法人あてに提出するものとする。

(支給の決定等)

第6条 重度障害者等支援金を支給し、又は支給しない旨の決定は、審査委員会の審議を経て、理事長が決定し、その内容を申請者に通知するものとする。

2 理事長は、前項の決定を行うため必要があると認めるときは、重度障害者等支援金申請者に対して報告を求め、文書その他の物件の提出を求めることができる。

3 理事長は、前項の求めに重度障害者等支援金申請者が応じないとき又は重度障害者等支援金申請者について第2条に該当しないと認めるときは、第1項の規定にかかわらず、審査委員会の審査を経ずに、重度障害者等支援金を支給しない旨の決定を行うことができる。

(重度障害者等支援金の額)

第7条 重度障害者等支援金の額は、100万円以上500万円以下の範囲内の50万円単位をもって、被害者又は遺族の事情、基金の財政事情等を勘案して定めることとし、審査委員会の審査を経て、理事長が決定する。

2 重度障害者等支援金は、一時金として支給する。

(ケアリーバー支援金)

第8条 基金の奨学生（奨学生であった者を含む。）であって、社会的養護の対象であったものが、満18歳になったことにより児童福祉法第27条第1項第3号の措置が解除され、又は同法第31条第2項により延長された措置が解除された場合において、自立に向けた支援が必要であるときは、ケアリーバー支援金を支給することができる。

- 2 ケアリーバー支援金の支給を受けようとする者（以下「ケアリーバー支援金申請者」という。）は、理事長が別に定める「ケアリーバー支援金支給申請書」に、必要な書類を添えて、この法人あてに提出するものとする。
- 3 ケアリーバー支援金を支給し、又は支給しない旨の決定は、理事長が行い、その内容をケアリーバー支援金申請者に通知するものとする。
- 4 理事長は、前項の決定を行うため必要があると認めるときは、ケアリーバー支援金申請者に対して報告を求め、文書その他の物件の提出を求めることができる。

（ケアリーバー支援金の額）

- 第9条 ケアリーバー支援金の額は、50万円とする。ただし、理事長が特に必要があると認める場合には、100万円以下の範囲内で、増額することができる。
- 2 前項ただし書の増額をしようとする場合には、審査委員会の審査を経なければならない。
 - 3 前項の審査委員会の審査については、第4条の4の規定を準用する。
 - 4 ケアリーバー支援金は、一時金として支給する。

（実施細目）

第10条 この規程の実施について必要な事項は、別に理事長が定める。

附則

- 1 この規程は、平成23年6月22日から施行する。
- 2 公益財団法人犯罪被害救援基金の犯罪被害者等に対する支援金支給事業に関し、すでに処理された事務で、この規程に係るものについては、この規程によって処理されたものとみなす。

附則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附則

この規程は、令和2年6月18日から施行する。

附則

この規程は、令和3年6月1日から施行する。

附則

- 1 この規程の改正は、令和4年3月1日から施行する。
- 2 一部改正した第4条第3項但し書き規定は、前記施行日以降の人事異動について適用する。

附則

この規程は、令和5年10月16日から施行する。

附則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。